

第5回アジアパラ競技大会メディア権（海外分）購入・販売者募集要領

1 契約概要

（1）契約名

第5回アジアパラ競技大会メディア権（海外分）購入・販売契約

（2）契約目的

本契約は、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「AINAGOC」という。）が保有する第5回アジアパラ競技大会（2026／愛知・名古屋）（以下「アジアパラ競技大会」という。）のメディア権のアジア地域（日本を除く）の放送局等への販売を行うことを目的とする。

（3）契約内容

契約者は、アジアパラ競技大会のメディア権（日本分を除く）をAINAGOCから購入し（ライセンスを受け）、アジアパラ競技大会参加の国・地域（日本を除く）の放送局等への販売（サブライセンス）を行う。

※詳細については、第5回アジアパラ競技大会メディア権（海外分）購入・販売契約書（案）（以下、「契約書（案）」という。）のとおり。

（4）契約期間

契約締結の日から2027年3月31日（水）までとする。

（5）契約金額

購入・販売者は、次のライセンス料をAINAGOCに支払う。（消費税及び地方消費税相当額は、別途算出する。）

ライセンス料＝最低保証額＋収益配分額

収益配分額＝〔収益配分基準額を超えるサブライセンス料収入〕×〔収益配分率〕

※最低保証額、収益配分基準額及び収益分配率は、応募時の企画提案を基に契約時に設定する。

2 応募資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たす法人その他の団体とする。また、共同企業体による応募も可とする。

※共同企業体の場合、参加するすべての構成員が、（2）～（7）の資格を満たす必要がある。（1）については、代表企業が満たすようにすること。（8）については、構成企業のうち一社以上の企業が満たすようにすること。

（1）令和6・7年度公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会物品の製造等に係る入札参加資格者名簿の「業務（大分類）役務の提供等」において「営業種目（中分類）映画等製作・広告・催事」の「取扱内容（小分類）広告」に登載されている者であること。

または、上記の登録を受けていない者で、応募資格申請書、登記事項証明書及び納税証明書（以下、応募資格申請書類という。）の提出により参加を認めら

れた者であること。

また、応募資格申請書類の提出期限の日現在において、提案者が登録事業者でないときに、登録事業者の申請手続きを行っていることが確認できたときは、契約締結のときに登録事業者であることを条件として、登録事業者とみなして、取り扱うこととする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 公告の日から契約候補者決定までの期間において、AINAGOCから、指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告の日から契約候補者決定までの期間において、「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 2015年4月1日以降に開催されたオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、アジア競技大会、アジアパラ競技大会、その他OCA、IOC、APC、IPCが主催する国際的な総合スポーツ競技大会で、メディア権海外販売業務を各大会の主催者又は組織委員会からの元請（共同企業体等の構成員である者を含む。）として受託し、少なくとも3以上のアジア地域の国・地域に販売した実績があること。

3 応募資格申請書類の提出

応募しようとする者で2（1）の登録を受けていない者は、次のとおり必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

書類名称	備考
応募資格申請書	・別添1のとおり

登記事項証明書	・提出時から3か月以内に発行されたもの。 ・外国企業の場合、本国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面を提出し、その日本語訳を添付すること。 ・日本に支店がある場合は、日本支店の履歴事項全部証明書（正本）を添付すること。
納税証明書	・提出時から3か月以内に発行されたもの。 ・外国企業の場合、本国の所管官庁又は権限のある機関の発行する本国での納税に関する書面を提出し、その日本語訳を添付すること。 ・当該国に納税に関する書面がない場合は申出書（任意様式）を日本語で作成すること。

（２）提出期限

2025年10月21日（火）午後5時まで

（３）提出方法

3（２）に定める期限までに電子メールにより以下の提出先へ提出してください。電子メールの件名は「第5回アジアパラ競技大会メディア権（海外分）購入・販売契約_応募資格確認申請書類_〇〇〇〇（申請者名を記入）」としてください。

ア 提出先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局
マーケティング管理課管理・契約グループ

イ 電子メール ainagoc-marketing@aichi-nagoya2026.org

ウ 電話番号 052-746-9486（ダイヤルイン）

4 守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書の提出

提案希望者は、次のとおり必要書類を提出してください。提出者に、守秘義務資料として契約書(案)を提供します。なお、提供資料については、企画提案内容の検討以外の目的での使用を禁止します。

（１）提出書類

- ・守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書（別添2）
- ・契約実績証明書兼誓約書（別添3）

（２）提出期限

2025年10月7日（火）午後5時まで

（３）提出方法

守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書（別添2）に自署又は記名押印の上、4（1）に定める提出書類を、4（2）に定める期限までに電子メールにより以下の提出先へ提出してください。電子メールの件名は「第5回アジアパラ競技大会メディア権（海外分）購入・販売契約_資料申請_〇〇〇〇（申請者

名を記入)」としてください。

ア 提出先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局
マーケティング管理課管理・契約グループ

イ 電子メール ainagoc-marketing@aichi-nagoya2026.org

ウ 電話番号 052-746-9486（ダイヤルイン）

（４）資料提供方法

申請者に対して、電子メールにより送付します。

5 企画提案

（１）提出書類

「アジアパラ競技大会メディア権（海外分）購入・販売者企画提案書作成要領」に基づき、以下の書類を作成・提出すること。

- ① 第５回アジアパラ競技大会メディア権（海外分）購入・販売契約提案応募書（様式１）
- ② 業務実施体制（様式２）
- ③ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式３）
- ④ 業務提案書（様式任意）
- ⑤ 会社の概要が分かる資料（パンフレット等）
- ⑥ 共同企業体関係書類（共同企業体を結成し、応募する場合のみ提出）
 - ・ 共同企業体結成届（様式４－１）
 - ・ 共同企業体協定書（様式４－２）
 - ・ 委任状（様式４－３）

※共同企業体を結成し、応募する場合、様式についての記載方法は以下のとおりとする。

様式１：応募者欄⇒構成員全員を連名で記入

様式２：１ 統括責任者・業務担当者の履歴・実績等

⇒氏名欄に構成員名称についても記入

２ 法人等の業務履歴⇒構成員のいずれか一者について記入

様式３：申告者欄⇒社会的価値に関して記入する構成員名称を記入

社会的価値⇒構成員のいずれか一者について記入

（２）提出期限

2025年10月21日（火）午後５時まで（必着）

（３）提出先

５（１）に定める提出書類を、５（２）に定める期限までに電子メールにより以下の提出先へ提出してください。電子メールの件名は「第５回アジアパラ競技大会メディア権（海外分）購入・販売契約_企画提案書類_〇〇〇〇（申請者名を記入）」としてください。

ア 提出先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局
マーケティング管理課管理・契約グループ

イ 電子メール ainagoc-marketing@aichi-nagoya2026.org

ウ 電話番号 052-746-9486（ダイヤルイン）

6 応募に関する問合せ

（１）提案内容に関わる問合せについて

企画提案の内容に関わる問合せについては、「質問書（様式５）」を電子メールで受け付ける。

なお、タイトルは、「第５回アジアパラ競技大会メディア権（海外分）購入・販売契約に関する質問」とすること。

回答については、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、以下のとおり回答を行う。

問合せ内容	回答方法	質問書 提出期限	回答期限
本契約の公開情報に係る事項	AINAGOCウェブサイトに掲載	10月７日（火） 午後５時	10月10日 （金）
守秘義務資料（契約書（案））の記載内容に係る事項	当該質問者のみにメール	10月９日（木） 午後５時	10月15日 （火）

（２）問合せ先について

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会事務局
マーケティング管理課管理・契約グループ

電話：052-746-9486（ダイヤルイン）

E-mail：ainagoc-marketing@aichi-nagoya2026.org

7 審査方法等

（１）選定手順

提出された企画提案書について、第５回アジアパラ競技大会メディア権（海外分）購入・販売者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書面審査を行い、最も優れた提案者を契約候補者とする。

（２）審査基準

審査は、別紙項目について、提案者の能力及び提案内容を評価するほか、社会的価値の実現に関する取組状況を評価する。なお、審査の結果、AINAGOCが定める一定の審査基準を満たさない場合、契約候補者となることはできない。

（３）結果通知

審査結果については、全ての応募者に対し、後日、電子メールで通知する。

(4) 契約

ア 契約候補者と契約に向けた調整や手続等を経た上で、随意契約を行う。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と交渉する。

なお、契約候補者が契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とするが、契約締結の日までの間に有効期間の満了を理由として愛知県入札参加資格又は名古屋市競争入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

(ア) 応募資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

(5) その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには一切応じないものとする。

また、異議申し立ても一切認めないものとする。

8 注意事項

(1) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語は、日本語又は英語に限る。

AINAGOCに提出される全ての文書は、日本語又は英語で提出されるものとする。ただし、英語で提出されるものについては、必ず日本語訳も添付するものとする。文書が翻訳された場合、その英語版が優先するものとする。

(2) 契約通貨は米国通貨とする。

(3) 契約の手続きにおいて使用する時間は日本国標準時 (GMT+9:00) による。

(4) 提出書類の作成、提出等に必要な経費については、各応募者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(6) 提案された企画提案書は、返却しない。

(7) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(8) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、AINAGOCから指示があった場合を除く。

(9) 契約後の企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は原則認めない。

(10) 企画提案は1事業者あたり1案とする。

(11) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

ア 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等

イ 記入事項を判読できない企画提案書等

ウ 虚偽の事項が記載された企画提案書等

エ 不正な利益を図る目的で選定委員と接触した者が提出した企画提案書等

オ 提出期限までに提出されなかった企画提案書等

カ その他本募集要領等に定める条件に違反した企画提案書等

(12) 契約の締結

電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により行うものとするが、電子契約書により難しい場合は、紙の契約書により行うものとする。契約の相手方に決定された者は、速やかに「電子契約サービス利用確認書」をAINAGOCに提出しなければならない。

(13) 持続可能性の確保

契約の履行に当たり、AINAGOCが別に定める「持続可能性に配慮した調達コード」の内容を理解し、これを遵守しなければならない。

(<https://www.aichi-nagoya2026.org/news/detail/557/>)。

また、契約の相手方に決定された者は、速やかに「持続可能性の確保に向けた誓約書」及び「持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)」をAINAGOCに提出しなければならない。

(14) この要領に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、AINAGOCが定める。

9 スケジュール

- | | |
|--------------------------------|------------|
| ・公募開始（公式ウェブサイト掲載） | 2025年9月30日 |
| ・守秘義務資料提供申請書兼秘密保持誓約書提出期限 | 10月7日 |
| ・応募資格申請書提出期限（※2（1）の登録を受けていない者） | 10月21日 |
| ・企画提案提出期限 | 10月21日 |
| ・選定委員会（契約候補者決定） | 10月下旬 |
| ・契約締結、事業開始 | 11月上旬 |
| ・契約期間満了 | 2027年3月31日 |

審査項目	主な審査基準
メディア権の販売（サブライセンス）の計画	・メディア権の販売（サブライセンス）の最大化が期待できるものであるか。 ・業務の着実な進捗が期待できるか。 ・創意工夫、ノウハウ等を活用した独自の提案が行われているか。
契約後の対応の計画	・販売（サブライセンス）先のニーズの充足や適切な管理・監督が期待できるものであるか。 ・業務の着実な進捗が期待できるか。 ・創意工夫、ノウハウ等を活用した独自の提案が行われているか。
AINAGOCに支払うライセンス料	・契約時にAINAGOCに支払う「最低保証額」は、十分な額が設定されているか。 ・収益配分基準額や収益配分率の設定は、十分な「収益配分額」が見込める設定になっているか。 ・「収益配分額」の実現可能性があるか。
統括責任者・業務担当者の実績等	・統括責任者及び業務担当者の実績
法人の業務履歴	・法人等としての実績
社会的取組	・社会的価値の実現に資する取組 ・環境に配慮した事業活動 ・障害者等への就業支援 ・男女共同参画社会の形成 ・仕事と生活の調和 ・その他